

○尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則

平成19年3月20日規則第10号
改正 平成24年3月13日規則第9号
改正 令和元年7月10日規則第12号
改正 令和2年10月29日規則第53号

尼崎市住環境の向上のための建築等の規制に関する条例施行規則（昭和58年尼崎市規則第73号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成18年尼崎市条例第62号。以下「条例」という。）第2条第3号ウ、第4条第2項、第6条第1項、第8条第1号、第11条第4項ただし書、第14条、付則第4項第2号及び第3号、別表第1第1号オ、第2号及び第3号、別表第2第4号並びに別表第3遊技場の項第5号の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第3号ウの規則で定める施設）

第2条 条例第2条第3号ウの規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第5項に規定する届出住宅で条例別表第2第1号に掲げる要件を備えないもの
- (2) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項に規定する認定事業に係る施設で条例別表第2第1号に掲げる要件を備えないもの
- (3) その他市長が別に定める施設

（同意申請の手続）

第3条 条例第4条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 配置図
 - (2) 各階平面図
 - (3) 立面図
 - (4) 断面図
 - (5) 外観並びに広告物等の色彩及び意匠が分かる完成予想図
 - (6) その他市長が必要と認める図書
- 2 条例第4条第2項の規定による申請は、規制対象施設の建築等を行うに当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を行う必要があるときは当該確認の申請を行う前に、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条第1項に規定する公共施設の管理者の同意を得る必要があるときは当該同意の申請を行う前に行わなければならない。

（表示板に記載する事項）

第4条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名。次号において同じ。）
- (2) 工事施工者の住所及び氏名
- (3) 工事予定期間
- (4) 表示板を掲出した日
- (5) その他市長が必要と認める事項

（表示板掲出の届出）

第5条 条例第6条第2項の規定による届出は、規制対象施設建築等表示板掲出届出書に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 現況図
- (3) 条例第6条第1項の規定による表示板の掲出を行ったことを証する写真で、遠景及び近景のもの各1枚
- (4) その他市長が必要と認める図書

(自転車駐車場の設置基準)

第6条 条例第8条第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 遊技場内に設置する遊技機の台数に2分の1を乗じて得た台数(都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域内に存する遊技場(その施設面積(尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(昭和58年尼崎市規則第6号。以下「自転車等放置防止条例施行規則」という。))第2条第1項に規定する施設面積をいう。以下この号において同じ。)(遊技場の用途及び遊技場以外の用途に供される施設(以下この号において「複合施設」という。))にあっては、その施設面積のうち遊技場の用途に供される部分の床面積)が200平方メートルを超えるものに限る。以下この号において同じ。))にあっては、当該台数が、自転車等放置防止条例施行規則第3条第2項(第1号に係る部分に限る。))、第4条第1項又は第5条第2項(同条第1項第1号に該当する施設に係る部分に限る。))の規定(以下これらの規定を「最低駐車台数規定」という。))又はその例により自転車駐車場の規模の最低限度として算定された自転車の台数(複合施設にあっては、当該複合施設のうち遊技場の用途に供される部分を自転車等放置防止条例施行規則第3条第1項第1号に該当する施設とみなして最低駐車台数規定又はその例により自転車駐車場の規模の最低限度として算定された自転車の台数)という。))を下回るときは、当該建築時等基準台数)以上の自転車の収容能力を有すること。

- (2) 利用者の利便性を考慮した上で、利用しやすい場所に設置し、又は確保すること。(尼崎市住環境整備審議会への意見聴取の例外)

第7条 条例第11条第4項ただし書の規則で定める場合は、条例第3条第1項の規定に違反した場合におけるその違反に係る規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者又は所有者等が条例第10条第2項の規定による命令に従わないときとする。(身分を示す証明書)

第8条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。(条例付則第4項第2号の規則で定める範囲等)

第9条 条例付則第4項第2号の規則で定める範囲は、次に掲げる建築物等で新築、改築その他これらに相当する行為又は築造等で建築物の新築若しくは改築に相当するもの(以下この項において「新築等」という。))を行うものの区分に応じ、当該号に定めるところによる。

- (1) 遊技場の用に供する建築物等 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 建築物等の新築等が除却された既存施設等の敷地内又は公共事業の施行により既存施設等の除却を余儀なくされた者がその除却される既存施設等に代えて新築等を行う建築物等で市長が尼崎市住環境整備審議会の意見を聴いた上で条例第1条に規定する条例の目的に反しないと認めるものの敷地内におけるものであること。

イ 新築等を行う建築物等における遊技場(ウにおいて「新遊技場」という。))に設置する遊技機の台数が、除却された既存施設等における遊技場(ウにおいて「旧遊技場」という。))に設置されていた遊技機の台数を超えないこと。

ウ 新遊技場に係る遊技室、景品交換所及び玉売場(以下「遊技室等」という。))の用に供する部分の床面積の合計が、旧遊技場に係る遊技室等の用に供する部分の床面積の合計を超えないこと。

エ その他市長が別に定める要件

- (2) ラブホテルの用に供する建築物等 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 前号アに掲げる要件

イ 新築等を行う建築物等におけるラブホテルの宿泊等客の定員の総数が、除却された既存施設等におけるラブホテルの宿泊等客の定員の総数を超えないこと。

ウ 新築等を行う建築物等におけるラブホテルに係る客室（エにおいて「新客室」という。）の用に供する部分の床面積の合計が、除却された既存施設等におけるラブホテルに係る客室（エにおいて「旧客室」という。）の用に供する部分の床面積の合計を超えないこと。

エ 新客室の数が旧客室の数を超えないこと。

オ その他市長が別に定める要件

2 条例付則第4項第3号の規則で定める範囲は、次に掲げる建築物等で大規模の修繕、大規模の模様替その他これらに相当する行為又は修繕若しくは模様替で建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替に相当するもの（以下この項において「大規模修繕等」という。）を行うものの区分に応じ、当該号に定めるところによる。

(1) 遊技場の用に供する建築物等 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 大規模修繕等の後の既存施設等における遊技場（イにおいて「新遊技場」という。）に設置する遊技機の台数が、大規模修繕等の前の既存施設等における遊技場（イにおいて「旧遊技場」という。）に設置されていた遊技機の台数を超えないこと。

イ 新遊技場に係る遊技室等の用に供する部分の床面積の合計が旧遊技場に係る遊技室等の用に供する部分の床面積の合計を超えないこと。

ウ その他市長が別に定める要件

(2) ラブホテルの用に供する建築物等 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 大規模修繕等の後の既存施設等におけるラブホテルの宿泊等客の定員の総数が、大規模修繕等の前の既存施設等におけるラブホテルの宿泊等客の定員の総数を超えないこと。

イ 大規模修繕等の後の既存施設等におけるラブホテルに係る客室（ウにおいて「新客室」という。）の用に供する部分の床面積の合計が、大規模修繕等の前の既存施設等におけるラブホテルに係る客室（ウにおいて「旧客室」という。）の用に供する部分の床面積の合計を超えないこと。

ウ 新客室の数が旧客室の数を超えないこと。

エ その他市長が別に定める要件

（条例別表第1第1号オの規則で定める設備及び構造）

第10条 条例別表第1第1号オの規則で定める設備及び構造は、次のとおりとする。

(1) 1人又は3人以上の宿泊等客に利用させるための客室

(2) 特定簡易宿所以外の宿泊等施設にあっては、男女の区別がある共同用の便所

(3) 特定簡易宿所で便所無し客室（便所（便器その他の設備が設けられている区画含む。以下同じ。））がその内部に設けられていない客室をいう。以下同じ。）を有するもの
にあっては、共同用の便所

(4) その他市長が必要と認める設備及び構造

（条例別表第1第2号の規則で定める特定簡易宿所等）

第11条 条例別表第1第2号の規則で定める特定簡易宿所は、その構成する2以上の建築物等について一の簡易宿所営業許可（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可で簡易宿所営業に係るものをいう。）を受けている特定簡易宿所（以下「サテライト方式特定簡易宿所」という。）とする。

2 条例別表第1第2号の規則で定める設備及び構造は、前条第1号及び第3号に掲げる設備並びに同条第4号に掲げる設備及び構造のうち市長が別に定めるものとする。

（条例別表第1第3号の規則で定める技術的基準）

第12条 条例別表第1摘要2の規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 条例別表第1第1号アに掲げる設備（以下「玄関」という。）にあっては、次に掲げる基準（特定簡易宿所にあっては、アに掲げる基準に限る。）を満たしていること。

ア 1階その他人が出入りしやすい場所に位置していること

イ 幅が2メートル以上であること。

- (2) 条例別表第1第1号イに掲げる設備（以下「玄関帳場等」という。）にあっては、次に掲げる基準（特定簡易宿所にあっては、アに掲げる基準に限る。）を満たしていること。

ア 宿泊等客による玄関の出入りを容易に見ることができる場所に位置していること。
イ ロビー及び応接室又は談話室（以下「ロビー等」という。）と一体となり、開放的であること。

ウ 受付台の長さが1.8メートル以上であること。

- (3) 条例別表第1第1号ウに掲げる設備にあっては、次に掲げる基準（特定簡易宿所にあっては、アに掲げる基準に限る。）を満たしていること。

ア 玄関その他これに準ずる設備が設置されている階に位置していること。

イ 床面積（内法により算定されたものをいう。以下この条において同じ。）の合計が、次表の左欄に掲げる宿泊等客の定員の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であること。

宿泊等客の定員の総数	面積
30人以下	30平方メートル
31人以上50人以下	40平方メートル
51人以上	50平方メートル

- (4) 条例別表第1第1号エ(ア)に掲げる設備（以下「会議室等」という。）にあっては、その床面積の合計が、前号イの表の左欄に掲げる宿泊等客の定員の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であること。

- (5) 条例別表第1第1号エ(イ)に掲げる設備（調理室を除く。以下「食堂等」という。）にあっては、次に掲げる基準を満たしていること。

ア 第1号アに掲げる基準

イ 床面積の合計が、第3号イの表の左欄に掲げる宿泊等客の定員の総数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であること。

- (6) 客室にあっては、次に掲げる宿泊等施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める基準を満たしていること。

ア 特定簡易宿所以外の宿泊等施設 次に掲げる基準

(ア) 1人の宿泊等客に利用させるための客室（その寝室の床面積が6平方メートル（当該寝室内に寝台を置く場合にあつては、8平方メートル）未満であるものに限る。）の数が、客室の総数の3分の1以上であること。

(イ) 2人の宿泊等客に利用させるための客室（その寝室の床面積が6平方メートル以上9平方メートル未満であるもの（当該寝室内に寝台を置く場合にあつては、8平方メートル以上12平方メートル未満であるもの）に限る。）の数が、客室の総数の10分の1未満であること。

(ウ) 客室の出入口が、玄関帳場等が設けられている場所に通じている共同の廊下（当該出入口が面している共同の廊下及びこれに接続する昇降機その他の宿泊等施設の設備を経由することにより当該場所に到達することができる場合における当該廊下を含む。）に面していること。

イ 特定簡易宿所 次に掲げる基準

(ア) サテライト方式特定簡易宿所以外の特定簡易宿所にあつては、2人用客室（2人の宿泊等客に利用させるための客室（その寝室の床面積が4.5平方メートル以上6.75平方メートル未満であるものに限る。）をいう。（イ）において同じ。）の数が、客室の総数の2分の1以下であること。

(イ) サテライト方式特定簡易宿所にあつては、2人用客室が設けられている建築物等について、それぞれ当該建築物等に設けられている2人用客室の数が当該建築物等に設けられている客室の総数の2分の1以下であること。

(ウ) 客室（サテライト方式特定簡易宿所にあつては、玄関帳場等が設けられている

建築物等に設けられている客室に限る。)の出入口が、玄関帳場等が設けられている場所に通じている共同の廊下(当該出入口が面している共同の廊下及びこれに接続する昇降機その他の宿泊等施設の設備を経由することにより当該場所に到達することができる場合における当該廊下を含む。)に面していること。

(7) 第10条第2号に掲げる設備にあっては、同号に規定する宿泊等施設のうち次に掲げる設備が設けられている階に設けられていること。

ア 玄関

イ ロビー等、会議室等、食堂等その他宿泊等客の共用に供する設備

ウ 客室(その内部に便所が設けられていないものに限る。)

(8) 第10条第3号に掲げる設備にあっては、同号に規定する特定簡易宿所の各階(便所無し客室が設けられている階に限る。)に設けられていること。

(9) その他市長が別に定める技術的基準

(条例別表第2第4号の規則で定める要件)

第13条 条例別表第2第4号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 玄関帳場等に、目隠しその他の宿泊等施設においてその営業に従事する者(以下「施設従業員」という。)と宿泊等客との面接を妨げる設備が設けられていること。

(2) 宿泊等客が、施設従業員の面接による受付(情報通信技術を活用して行うものを除く。以下「面接受付」という。)(面接受付を行うことができない特別の事情があると市長が認める場合は、市長が別に定める方法による受付)を経ずに、客室に入り、又は宿泊等施設の内部から外部に出ることができること。

(3) 客室内に宿泊等の料金の支払をすることができる機械設備が設けられていること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第3条第2項各号のいずれかに該当する構造を有していること。

(5) その他市長が別に定める要件

(条例別表第3遊技場の項第5号の規則で定める施設)

第14条 条例別表第3遊技場の項第5号の規則で定める施設は、次表のとおりとする。

名称	位置
市民健康開発センター	尼崎市南塚口町4丁目4番8号
尼崎市立歴史博物館	尼崎市南城内10番地の2
尼崎市立歴史博物館田能資料館	尼崎市田能6丁目5番1号

(施行の細目)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月13日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年7月10日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

付 則 (令和2年10月29日規則第53号)

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則別記様式により作成されている身分を示す証明書については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別記様式
(表面)

<h2>身分証明書</h2>	↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（平成18年尼崎市条例第62号）第12条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明します。	
年 月 日	
尼 崎 市 長	印
← 9センチメートル →	

(裏面)

<p>尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例（抜粋） (報告の聴取等)</p> <p>第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規制対象施設の建築等を行おうとする者又は規制対象施設の用に供する建築物等の建築主等、工事施工者若しくは所有者等に対し、相当の期限を定めて規制対象施設の用に供する建築物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、規制対象施設の用に供する建築物等若しくはその敷地若しくは規制対象施設の建築等の工事現場に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 次のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対し、これを拒み、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
